

総合施設に係る関係団体の意見について
(保育所関係)

- 全国社会福祉協議会 … 1
- 日本保育協会 … 4
- 全国私立保育園連盟 … 8
- 全国社会福祉施設経営者協議会 … 12
- 全日本自治団体労働組合 … 13
- 保育・子育ての環境づくりを進める会 … 19

「総合施設のあり方」についての基本的考え方

平成16年3月15日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

- 子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育てが困難な時代を迎えている。親だけで子育てをしていくことが難しくなり、社会全体でこれからの子育てを支えていくことが必要とされている。
- 三位一体改革(保育所運営費の一般財源化)の流れより、将来にわたる財源の安定的な確保が難しい状況にあり、社会全体でこれからの子育てを支えていく新たな財源確保の手法についても念頭に置いておく必要がある。
- 全保協では、社会全体でこれからの子育てを支えていく「次世代育成支援」の理念に理解を示すとともに、この施策の方向性について早期に具現化させていくことが必要だと考えている。
- 現行の保育所制度を維持していくことを前提として、総合施設について検討していくべき。
- 総合施設は、既存の保育所・幼稚園とは別の「第三の選択肢」として、社会全体でこれからの子育てを支えていく「次世代育成支援」の仕組みの中に明確に位置付けるとともに、保育所や幼稚園などと共に地域の子育てを支えていく基本的機能・役割を持たせることが必要だと考える。

1. 総合施設の位置付けについて

- (1) 社会全体で子育てを支えていく「次世代育成支援システム」の中に位置付けられた施設(制度)としていくこと。
- (2) 既存の保育所・幼稚園とは別の「第三の選択肢」として、保育所と幼稚園の中間的な性格を持つ「中間施設(制度)」として位置付けていくこと。

2. 総合施設の基本的機能・役割について

- (3) 次の3つの機能を備えることを基本とし、地域のニーズに応じ、さまざまな機能やサービスをオプションで追加できるものとする。

 - ① 就学前の子どもを対象に、必要な養護と教育を与えることができる機能
 - ② 子育て家庭の親を対象に、子育てに関わる必要な相談・助言・支援を与えることができる機能
 - ③ 小学校低学年の放課後児童を対象に、必要な養護を与えることができる機能

- (4) 総合施設においては、就学前のすべての子どもと親がいつでも気軽に利用できることをその役割としていくこと。
 - ① いつでも子どもを預けることができること。
 - ② いつでも気軽に子育てに関わる必要な相談・助言・支援を受けられること。

3. 総合施設の施設・人員・運営の基準について

- (5) 総合施設の基準については、子どもの健全な心身の発達の観点から、質の高い養護と教育内容の確保を基本(現行の職員配置に準ずること)とし、その他運営の基準については8時間の保育時間を基本とし、地域のニーズや設置者の裁量によって弾力的に対応できるものとする。
- (6) 総合施設の設置認可にあたっては、設置主体の違いを問わず、厳正に審査し、認可していくこと。

4. 利用のあり方について

- (7) いつでも必要な時に子どもを預けたり、気軽に相談・助言・支援を受けたりすることができるよう、総合施設に利用の申込みができるようにすること。
- (8) 利用料については、市町村ごとに一律の利用料基準を設定し、所得や就労などに応じて利用者に補助する仕組みとすること。

5. 財源のあり方について

- (9) 総合施設の財源については、利用者からの利用料に加え、社会全体で子育てを支えていく次世代育成支援の理念に基づき、市町村だけでその財源を負担するのではなく、国や都道府県・企業等も含め、国民全体が等しく負担する仕組みとしていくこと。

6. 既存施設との関係・基盤整備のあり方について

- (10) 総合施設は、既存の保育所制度・幼稚園制度とは別の制度(第三の選択肢)として位置付けていくこと。
- (11) 地域の子育てニーズのすべてを総合施設だけで満たしていくのは現実的に無理。保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・放課後児童クラブなど既存の子育て資源を活用し、総合施設も含めて地域の中のトータルでニーズを満たしていくのが、最も効率的かつ効果的であり、既存の子育て資源を有効に活用していくこと。
- (12) 総合施設の機能については、既存の保育所でも必要な機能に取り組むことができるよう、今後検討していくこと。

総合施設のイメージ

総合施設は社会全体で子育てを支えていく「次世代育成支援システム」の中に位置付けられた施設として、保育所や幼稚園などとともに地域の子育てを支えていきます

保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく養護と教育を提供します

【職員配置】・質の高い養護と教育内容の確保が基本(現行の職員配置に準ずる)

9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00

※保育時間は8時間が基本となります。
(短時間の子どもへの養護と教育の提供にも柔軟に対応します)

就学前の子どもの養護・教育を一体として捉えた一貫した保育の提供

開園

閉園

※オプションで
早朝・延長保育

養護・教育(保育)

食事
(食育の推進)

午睡

おやつ

養護・教育(保育)

開所時間 8時間(この時間の範囲内で短時間の子どもにも柔軟に対応します)

【利用料】
市町村ごとに一律の
利用料基準を設定

開所日数:月曜日～金曜日(年間約250日開所)
開所時間:9:00～17:00(8時間開所)
※オプションで開所日数・時間を延長できる

所得や就労に
応じた利用者へ
の助成あり

職員室・保健室スペース

調理室スペース

養護と教育の一環として
「食育」を推進します

※オプションで
病後児保育、ファミリーサポート
センターなど、その他の子育て支援事業

子育て支援スペース(子育て支援室)

【子育て支援と放課後児童の専任の職員を配置】

①いつでも気軽に子育て相談・支援を受けられます
・育児不安についての相談事業
・子育てサークル等の育成・支援
・子育てに関わる情報の提供 など

②時間の長短や日数に関わらず、いつでも子どもを預かります。
(一時保育の提供、特定保育の提供)
※預かる子どもの人数によって職員配置

③放課後児童も預かります
・概ね10歳未満の放課後児童

地域の関係機関との連携

【総合施設の財源】

①利用者からの利用料 ②国・地方・企業等も含めた国民全体が等しく経費を負担する仕組み

総合施設について(中間とりまとめ)

平成16年5月13日

社会福祉法人 日本保育協会

骨太の方針2003で決定された「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」について、政府及び与党のそれぞれの場において検討されています。具体的な方向性はまだ明確ではありませんが、現時点における当協会の基本的意見は、次のとおりです。

なお、今後具体的な議論が進んだ段階で、更に意見を述べることにします。

1. 理念を明確に

保育所、幼稚園は、それぞれ固有の役割・機能が明確になっています。新たな構想の施設は、全ての子どもを対象とした子育て支援施策として考えられていますが、「教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」とは、どういう方向を目指すのか理念を明確にすべきです。

2. 現行制度との違いを明確に

検討されている施設の3つの機能(①次世代育成支援・幼児教育のための施設、②地域の子育てニーズに応えるための施設、③待機児童の解消に資する施設)は、一部の地域(特に過疎地)においては、有効に活用されると思われませんが、地域によっては必

ずしも必要とされません。

また、保育所の役割として、特に民間保育所においては、これらの課題に既に取り組んでいるところであり、屋上屋を架すような制度であってはなりません。

3. 制度一元化の危惧

幼保一体型総合施設（という名称は適当ではなく、例えば子育て中核施設等）は、全ての子どもの健全な育ちを保障するような仕組み、子育て中の親を支えるような仕組み（福祉施設なのでしょう）になるように願っていますが、保育所と幼稚園は、役割・機能が違い、また、それぞれが使命を果している中で、新たな施設が将来、両制度の一元化を進めるようなことは避けなければなりません。

4. 子どもの福祉の視点を

保育所、幼稚園の既存制度のほかに、就学前児童のための子育て支援施設として、選択肢が増えることでは、意義あるものと言えますが、子どもの福祉の視点、子どもの幸せを中心に議論されるべきです。

子どもの育ちの視点から考えると、1日8時間以上過ごす場として、ふさわしい処遇が行われるよう、新たな施設の職員配置や調理室等の設備・運営の基準は必要です。国や市町村の財政状況や施設経営の効率性重視の観点からではなく、次代を担う子どもの健やかな育ちを中心に置き検討されるべきであります。

5. 0歳から一貫した子どもの保育の重要性

0歳児から就学前の子どもの発達の連続性を重視した視点から検討されるべきであります。

子どもの発達段階等を踏まえ、3歳未満児は保育で、3歳以上児は教育に重点を置く、とするいわゆる「年齢輪切り論」も一部にありますが、一貫性のある保育を実現するためには、このような考え方は適当ではありません。

なお、骨太方針2003の「一貫した総合施設」とは、年齢を通じた一貫した保育の重要性を意味するものと考えています。

また、保育所での教育は不十分であるという意見もあります。しかし、保育所においては、幼稚園児と同年齢の子どもの教育は、幼稚園教育要領に準じた内容で実施しています。更に保育所では、低年齢児からの子どもの生活と遊びを通じてきめ細かな「人間関係」を基本とした教育を行っており、こころと身体を総合的に育む保育所保育こそが「人間教育」であると考えています。単なる知識の積み重ねではなく、健全なこころと身体を育む教育が重要です。

6. 国の責任と市町村の関与

新たな施設の運営など子育て支援のための費用の仕組みは、国策として国が責任をもって行うべきものであり、現行の保育所制度に準じ、市町村の関与に基づく責任体制を確立することが重要です。

新たな施設は、エンゼルプラン、次世代育成支援行動計画との連携が重要であり、従来から総合的な子育て支援を推進している

住民に身近な市町村の窓口が引き続き担っていくことが必要です。

また、子育て支援の観点からは、働き方の見直しを図るとともに、社会で子育てを支えていくために、市町村のみならず、国や都道府県・企業等を含めて幅広く財源を分かち合うべきです。

7. 保育士の資格制度と資質向上

保育士は平成15年から国家資格となりました。今後とも保育士の専門的能力が十分に発揮できるよう、様々な専門性を高めるための方策として、専門資格制度のあり方や研修の機会が与えられるよう研修の充実等も併せて検討すべきです。